

壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針(第2次)

令和 8年 3月
壮 瞥 町 教 育 委 員 会

はじめに

壮瞥町では、長年に渡り小中連携教育を推進し、学校間の授業参観や学校行事における交流、壮瞥町教育研究会(以下 町教研)における合同研究会などを実施してきました。さらに充実した連携を推進するために、町教研が中心となり、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した「そうべつ型小中一貫教育」の実現に向けて、目標の設定に基づく教育課程の編成や全体計画を策定して取り組んできました。

令和4年度、これまでの取組を踏まえ、小中一貫型小・中学校として教育委員会規則に定め、基本方針(令和4年度～令和7年度)を策定しました。基本方針を定めることにより、教職員はもとより、保護者や地域社会の皆様、小中一貫型小・中学校について、理解を深めていただき、それぞれの立場から教育に対して責任を持ち、学校、家庭、地域社会が協働して、地域一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進し、壮瞥町の次代を担う子どもの育成を図ってまいりました。

これまでに、壮瞥町小中一貫教育推進委員会を設置し、研修等を進めるとともに、小中合同のプロジェクトチームを立ち上げ、校舎移転後の課題を整理し、スムーズに教育活動が展開されるよう進めてきました。令和7年7月には待望の新校舎も完成し、「そうべつ型小中一貫教育」のさらなる充実、発展に努めていく必要があります。第2次方針(令和8年度～令和12年度)では、第1次方針を継承しつつ、今後の重点項目などを新たに設定し、「そうべつ型小中一貫教育」の見える化に努めて参ります。

1 小中一貫教育導入の背景

(1)導入の背景と目的

平成 17 年の中央教育審議会答申及び教育基本法・学校教育法の改正により、義務教育 9 年間を見通した系統的・連続的な教育活動の重要性が示されました。これを受け、全国的に小中一貫教育の実践が広がっています。

(2)社会情勢の変化への対応

地域コミュニティの変容や少子化、生活スタイルの変化により、子どもの社会性育成機能が低下しています。コロナ禍を経て、学校が担う集団教育への期待は一層高まっており、異学年交流や多様な大人との関わりを確保する必要があります。

(3)「そうべつ型小中一貫教育」の推進

本町では小規模化が進む中、教育活動をより充実させるため、久保内・壮瞥両中学校の統合と新校舎建設を機に、小中一貫教育を制度化します。さらに、保育所から高校(保・小・中・高)までが一体となって連携する体制を構築し、町全体で子どもたちの成長を支えていきます。

2 小中一貫教育の定義

小中一貫教育とは、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことであり、義務教育学校と小中一貫型小・中学校があります。

義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。

本町が令和4年に導入した制度は、壮瞥小学校(中学校併設型小学校)、壮瞥中学校(小学校併設型中学校)として、組織上独立した小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じる形で小学校1年生から中学校3年生までの9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

3 そうべつ型小中一貫教育の目標

～ふるさとを愛し、社会的変化を乗り越え 持続可能な社会の担い手となる資質・能力を育む～

- 【 ① 主体的に学び 自分の良さや可能性を伸ばし 豊かな人生を切り拓く 】
- 【 ② 自他の命を大切にし 個人の価値を尊重し 互いに支え合う 】
- 【 ③ 自ら健康・安全に留意し たくましい気力と体力の向上を図り 健全な心身を養う 】



全ての児童生徒に資質・能力を育む

4 目指す子ども像

- ・自ら求めて学ぶ児童生徒
- ・命と仲間を大切にする児童生徒
- ・最後までやり抜く児童生徒
- ・自分自身をみつめ心身共に逞しく豊かに生きる児童生徒

5 そうべつ型小中一貫教育の概要

(1) 学習指導要領に基づく9年間を見通した教育課程の編成

学習指導要領を踏まえ、小中学校の9年間を連続した期間としてとらえたカリキュラムを軸として、子どもの実態や地域の特色を活かした教育課程を編成します。

(2) そうべつ型小中一貫教育カリキュラムの作成

令和4年から7年の4年間でその柱である総合的な学習の時間(ふるさと教育)、外国語及び外国語活動(国際理解教育)のカリキュラムを作成・充実・発展させてきました。令和8年度からは、各教科や特別活動、防災教育、情報活用能力等についても9年間を見通したカリキュラムを検討・作成し、特色ある学校づくりを進めて参ります。

(3) 小中学校の児童生徒や教職員の交流

小学校と中学生が一緒に学習や活動する場面を設定し、学校行事などの機会に交流します。

また、教職員の負担も考慮しながら、小学校と中学校の教職員が一緒に T・T 授業を行う時間を設定したり、中学校の教職員が専門性を活かして小学校の授業を担当します。教職員相互に学習指導、生徒指導など、指導方法を高めあう研修の場も積極的に設定します。

教育委員会は、小中学校の教職員に必要な応じて兼務発令し、学校の枠を超えて指導する体制を整えます。

(4) きめ細かな支援の充実

近年、特別に支援が必要な児童生徒が増えており、これまでも実施してきましたが、支援員の配置や小中学校の教職員が情報交換を密にし、協力体制を整えるとともに、保育所とも連携を深めることにより、児童生徒一人一人のニーズに応じた個別の指導計画を作成し、よりきめ細かい指導及び支援の充実を図ります。

また、児童生徒一人一人のニーズを的確に把握するため、小中共通のアセスメントツールを導入し、切れ目のない児童生徒理解に努めてまいります。

(5) 小中合同学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携

小中合同学校運営協議会において、小中学校から小中一貫教育を含めた学校経営、学校評価等について説明、承認を得るなど、連携をより充実させます。また、学校運営協議会における熟議の場で協議された内容を、小中一貫教育の充実のために活用するよう努めて参ります。

(6) 異校種間連携

一人の人間の成長を考えたとき、保育所(幼稚園)から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校や大学などの上級学校への移行には連続性があり、キャリア教育上の連携は、必要不可欠です。学校間での連携を図ることで、児童生徒の発達段階を十分に考慮し、見通しをもった指導の一貫性や系統性を図ります。また、学校間で授業交流などを行い、各教科や領域の学習を通じて指導内容や指導方法を共有し、異校種の教職員が互いの良さを取り入れることで、相互の指導の幅を広げ、教職員の意識改革につなげます。

6 そうべつ型小中一貫教育推進の組織(別紙参照)

(1) 壮瞥町小中一貫教育推進委員会

メンバー:教育長・生涯学習課長・小学校長・中学校長・高等学校長

役 割:小中一貫教育基本方針を踏まえ、年度の重点等を作成、全体調整。

(2) 事務局

メンバー:生涯学習課長、生涯学習課主幹、小学校教頭、中学校教頭

役 割:各種会議・組織間の日程調整、会議運営、報告書の集約、予算の配分・執行等。

(3) 経営会議

メンバー:小学校長・中学校長

役 割:小中一貫教育方針を踏まえた各校の教育目標・学校経営方針・教育課程の作成。

職員研修の企画・開催、公開研究会(中間発表会)の企画・開催。

(4) 企画会議

メンバー:小学校教頭・中学校教頭・小学校校務主任、中学校校務主任

役 割:小中一貫教育推進の年間計画及び各校の具体的な活動計画を立案。

プロジェクトチームの支援、職員研修の運営

(5) プロジェクトチーム

経営部会、教育課程部会、生徒指導部会、研修部会、特別支援部会、事務部会の6部会とする。

7 そうべつ型小中一貫教育のPDCCAサイクルの確立

経営会議で作成した各校経営方針(P)について、小中合同学校運営協議会で説明し承認を経て、教育委員会に提出します。その後、日々の学校教育を実践(D)した内容について、各学校で学校評価(C)を実施します。その学校評価を小中合同学校運営協議会で説明し、承認を経て、教育委員会に

提出します。教育委員会は、第三者評価委員会を開催し、学校評価を審議(C)します。その第三者評価を各学校に報告し、各学校はその第三者評価を次年度の計画(A)に反映します。

8 年度の主な取組 (R8～R12)

年度	主な取組	取組の発表・新学習指導要領 等
R8 (2026)	【教育実践の積上げ】 1)9 年間のカリキュラムの精査・実施しながら精査 〔ふるさと教育・国際理解教育(交流)・各教科 など〕 2)小中の実践交流の日常化 3)授業改善の継続(小中の方向性・考え方の整理等)	
R9 (2027)	【教育実践の精査】 1)教育課程のつながりを実践を通して検証 2)柱となる教育課程と各教科の関係を整理 3)中間発表で他地域の情報収集	中間発表会(学校は授業をメインとして協議、研究発表は行わない) ⇒保育所や高校の協力を得ながら、町の教育を語る場、公開する場を設定する。
R10 (2028)	【教育課程の実施と評価】 1)積上げの検証と新しい課題への対応	(小学校)新学習指導要領 移行期
R11 (2029)	【教育課程の実施と評価2】 1)新学習指導要領との整合性 ・ねらい、実践、方向性、育てたい資質・能力など	(小学校)新学習指導要領 移行期 (中学校)新学習指導要領 移行期
R12 (2030)	【教育課程の完成・実施・評価】 1)小学校の完全実施 2)中学校の完全実施直前の確認と検証	(小学校)新学習指導要領 完全実施 (中学校)新学習指導要領 移行期

※今方針の最終的な成果を発表する場を、R11 年度ないし R12 年度に設定する。

(別紙)

壮瞥町小中一貫教育推進組織図

